

## 事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	ワークライフバランス推進事業
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課
関係部局・課室	—
関連する政策体系	

  

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
施策目標	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
個別目標	1	労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること
個別目標	2	仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること
個別目標	3	多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

我が国の労働時間の現状を見ると、30歳代男性の長時間労働が常態化し、年次有給休暇の取得率の低下などの傾向が見られる。こうした長時間労働の原因としては、長期にわたる景気低迷や国内外における競争の激化等を背景に、企業が正規労働者数を抑制し、非正規労働者を積極活用したことにより正規労働者の負荷が大きくなったことなどが指摘されているが、このほか時間を効率的に活用する意欲が管理職と従業員の双方に弱く、労使において長時間労働を是正するための意識が依然として低いという意識面での問題も指摘されているところである。

長時間労働の是正に対しては、これまで労働時間等設定改善関係事業等により取組を行ってきたところであるが、意識面での問題を解決するためには個別企業内の労使の意識改革のみならず、地域や社会全体でワークライフバランス実現に向けた社会的気運の醸成を図っていく必要がある。

このため、政労使による合意形成を図り、社会的影響力のある企業に先進的モデル事業に取り組んでもらい、その成果について広く周知を図るとともに、ワークライフバランスキャンペーンを実施することによりワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図る。

現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合（単位：％）	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8
（調査名・資料出所、備考）						
・指標1は、総務省の「労働力調査」による。						

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（民間団体）
--

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
(1) 中央における取組
① 「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の設置 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定とともに、我が国を代表する社会的影響力のある企業がワーク・ライフ・バランスに率先して取り組むことについての合意形成を図る。
② 先進的モデル事業（全国版）の実施 業種ごとに選定された企業（10企業）がアクションプログラムを策定し、コンサルタントの援助を得ながら、ワークライフバランスを達成する。
(2) 地方における取組
① 「ワークライフバランス推進会議」の設置 労使、地方公共団体、マスコミ、有識者による会議を設置し、以下を検討、実施する。 ・ 地域の特性を踏まえた提言の策定・公表 ・ 地域における実態調査の実施 ・ 「行動指針」を踏まえた地域目標の設定・周知
② 支援事業の実施 地域目標達成のため、先進的モデル事業（地方版）、診断サービス事業、好事例の収集・提供等、各種支援事業を実施する。
(3) ワークライフバランスキャンペーンの実施 ワークライフバランスシンポジウム、ワークライフバランスセミナーの開催等により、社会的気運の醸成を図る。

## (3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	-	-	-	-	1,206
※「H20」については予算概算要求額					

## 3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	ワークライフバランスの推進に向けた社会的気運の醸成
政策効果が発現する時期	実施以降、随時効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	-

## 4. 評価指標

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1 「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率 (単位：%)	ワークライフバランスの推進に向けた気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、内閣府国民生活局の「国民生活選考度調査」による。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 ワークライフバランスシンポジウムの参加者数 (単位：人)	シンポジウムへの参加によるワークライフバランスの理解者を増加させることにより、ワークライフバランス推進のための気運の醸成という目標を達成する。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、民間団体からの報告に基づく。	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方) なし。			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	
各事業を実施→関係者の理解→取組の実施→ワークライフバランスの推進に向けた社会的気運の醸成	
事業の有効性	
ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。	

## (3) 効率性の評価

本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。
---

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
- ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議（平成19年6月13日 参議院）  
政府及び関係者は、成熟社会における我が国の在り方として、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を十分認識し、次の施策等の推進に努めるべきである。  
一～六（略）  
七 政府は、ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進するための体制の整備及び計画の策定に向けて最大限努力し、企業は、ワーク・ライフ・バランスを図りやすい企業文化、職場環境を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する施策の実施状況を公表すること等により、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- 「働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進」（第166国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
  - 「働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」を策定する。」（「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定））
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。